

議案第一三三番

三朝町消防団条例の一部を改正する条例について
三朝町消防団条例の一部を別紙のとおり改正するものと
する。

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十八年拾月卅日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町消防団条例の一部を改正する条例

三朝町消防団条例(昭和三十八年三朝町条例第一九〇号)の一部を次のように改正する。

「第四分団一三七」を「第四分団一三五」に改める。
「第五分団八三」を「第五分団七五」に改める。

附則

この条例は公布の日より施行し昭和三十八年十月一日から適用する。